

FoE Japan

定款

第1章 総則

(名称)

- 第1条 この法人は、FoE Japan という。ただし、登記上はこれをエフ・オー・イー・ジャパンと表示する。
2 英文名は Friends of the Earth Japan とする。

(事務所)

- 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都板橋区に置く。

(目的)

- 第3条 この法人は、人間活動によって引き起こされた環境問題を中心とする諸問題を解決し、将来にわたって持続可能で調和のとれた社会を実現することを目指し、その移行を促進するために、調査・分析、知識の普及啓蒙、政策提言、実践などに関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。
- (1) 社会教育の推進を図る活動
 - (2) 環境の保全を図る活動
 - (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
 - (4) 国際協力の活動
 - (5) (1)～(4)の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類及び事業に関する事項)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。
- (1) 持続可能で調和のとれた社会を実現するための調査・分析事業
 - (2) 持続可能で調和のとれた社会を実現するための普及啓蒙事業
 - (3) 持続可能で調和のとれた社会を実現するための政策提言事業
 - (4) 持続可能で調和のとれた社会を実現するための実践および援助事業
 - (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の収益事業を行う。
- (1) イベントの実施事業
 - (2) 出版事業
 - (3) 物品の販売事業
- 3 収益事業から生じた収益は、この法人が行う特定非営利活動に係る事業に充てなければならない。

第2章 会員

(会員の種類)

- 第6条 この法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人および団体。
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人および団体。
 - (3) その他の会員 理事会の議決を経て代表理事が別に定める会員。

(入会)

- 第7条 正会員の入会について、特に条件は定めない。
- 2 正会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。

- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 5 この法人の賛助会員およびその他の会員になろうとする者は、会費を払い込むことによって会員になることができる。

(会費)

第8条 会員は、理事会の議決を経て代表理事が別に定める額の会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、もしくは失そう宣言を受け、または正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して年会費を1年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、これを除名することができる。

- (1) 法令、この法人の定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を毀損し、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第12条 この法人は、すでに納入された会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員

(役員の種類および定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を代表理事、2人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 会員理事は、会員の中から選挙で選任し、理事会で承認、総会に報告する。ただし、会員理事は、理事総数の3分の1を超えない。選挙に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

- 2 会員理事以外の理事は、理事会で選任し、総会に報告する。
- 3 代表理事および副代表理事は、理事の互選により定める。
- 4 監事は、総会で選任する。
- 5 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。
- 6 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 7 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

(職務)

第15条 代表理事及び副代表理事は、この法人を代表する。

- 2 代表理事は、この法人の業務を総理し、副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、または代表理事が欠けたときは、理事会においてあらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび総会または理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況または財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠または増員により選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任または任期満了の後においても、第13条第1項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 理事が次のいずれかに該当する場合には、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- 2 監事が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。
 - (1) 心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき
- 3 第1項および第2項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第4章 会議

(会議の種類)

第20条 この法人の会議は、総会および理事会とする。

- 2 総会は通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散および合併
- (3) 事業報告および収支決算
- (4) 監事の選任および解任
- (5) 残余財産の帰属
- (6) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 監事が第15条第4項4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合は、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも7日前までに発信して行わなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、代表理事が務める。代表理事が欠席の場合は、副代表理事もしくはその他の理事が務める。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面もしくは電磁的方法をもって表決し、または正会員である代理人に表決を委任することができる。

3 第2項の規定により表決した正会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印または署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付すべき事項

(2) 総会が議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する必要な事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の場合には、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催の日の少なくとも7日前までに発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、代表理事が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、理事総数の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって表決権を行使することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条および次条第1項の適用については出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別な利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印または署名しなければならない。

第5章 資産

(構成)

第38条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(区分)

第39条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、収益事業に関する資産の2種とする。

(管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計
- (2) 収益事業会計

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、その翌年の3月31日に終わる。

(事業計画および予算)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告書、収支計算書、財産目録、貸借対照表および収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を経た上、総会の議決を得なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第50条 この定款は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を受けなければ、変更することができない。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(解散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による認証の取消し
- 2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、正会員総数の3分の2以上の承諾を経なければならない。
- 3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併または破産による解散を除く。)の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数の議決を経て選定された特定非営利活動法人または公益社団法人、公益財団法人に譲渡するものとする。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(合併)

第53条 この法人は、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

第8章 雑 則

(事務局)

- 第54条 この法人は、事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長または、事務局長の機能を担う三者委員会および所要の職員を置く。
 - 3 事務局長または、事務局長の機能を担う三者委員会および職員の任免は、代表理事が行う。
 - 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(執行委員会)

- 第55条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、執行委員会を置くことができる。
- 2 執行委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(細 則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、法人の成立の日から施行する。
 - 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
 - 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の既定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年3月31日までとする。
 - 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成14年3月31日までとする。
 - 5 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 2 この法人の設立当初の正会員の年会費は、第8条の規定にかかわらず、以下の金額とする。

正会員年会費	一般	5000円
	学生	3000円
	非営利団体	10000円
賛助会員年会費	企業(1口)	50000円
	一般	5000円
	学生	3000円
	非営利団体	10000円
	企業(1口)	50000円

附 則

この定款は、平成14年 6月20日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年11月27日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年 1月20日から施行する。

附 則

この定款は、平成26年 9月20日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年 8月22日から施行する。

別表 設立当初の役員

役職名	(フリガナ) 氏 名
代表理事	オカザキ トキハル 岡崎 時春
副代表理事	ヘルテン, ランダル アラン HELTEN, RANDAL ALAN
副代表理事	アンザイ ナオト 安在 尚人
理 事	イクナガ メグリ 生長 恵理
理 事	インダ ノブオ 石田 信男
理 事	オオシバ リョウ 大芝 亮
理 事	オカモト ユタカ 岡本 豊
理 事	タナカ マサノリ 田中 正則
理 事	ヒラノ タカシ 平野 喬
理 事	フジタ ケイキ 藤田 慶喜
理 事	タムラ カズコ 田村 和子 (湯川 れい子)
監 事	ウチヤマ シュンイチ 内山 俊一
監 事	コジマ ノブオ 小島 延夫